

市場型金融システムにおける法規制について

同志社大学 川口恭弘

わが国の金融システムの中核を担ってきた銀行のリスク負担能力が限界に達しつつあるなかで、高度なリスクシェリング能力を持った市場中心の金融システムに再構築していくことがわが国の経済発展にとって緊急の課題とされている。銀行中心の金融システムのもとでは、銀行制度への信頼を維持することに留意をすれば足りた。市場機能の積極的活用によりリスクの分散や再配分を行おうとするシステムを確立するためには、市場を整備しその健全性を維持することで市場参加者の信頼を得ることがなによりも重要である。市場参加者の信頼を得るために、法制度上、情報開示の適正性の確保が求められ、詐欺的な行為が禁止されている。さらに、利用者との接点がある金融機関について詳細な行為規制と財務規制が定められている。本報告では、以下の3つの視点から現行の法規制の検討を行う。

第一に、市場規制には、政府機関によるものと自主規制機関によるものがある。両者は「車の両輪」に譬えられてきた。いわゆる市場型金融システムへの移行に際して、現場主義の観点から市場に精通した者が行う後者の役割が益々重要となっている。もっとも、自主規制機関はこれまで必ずしも十分な監視機能を発揮してきたとは言えない。

第二に、充実した内容の規制を定めても、それが遵守されなければ意味がない。法は規制のエンフォースメントのために様々な制裁を用意している。まず、悪質な行為を対象として刑事制裁が行われる。さらに、業者規制として、業務停止・登録（免許）取消し、業務改善命令などの行政処分を行う権限が監督当局に付与されている。関連して、近年、金融商品取引法において、違反行為の態様に応じて最適なエンフォースメントを可能とするために課徴金制度が導入された点が注目される。これらに加えて、民事責任（損害賠償責任）も違法行為の抑止力となり得る。もっとも、わが国では、民事訴訟を通じた責任追及事例は多くない。

第三に、わが国では金融機関ごとに業法が存在する。近年、各業法の規制の狭間を利用した形での金融商品が販売され、投資者の被害が拡大した例がみられる。さらに、同じ経済的性質を有する商品について異なる規制が存在することが問題視されるようになった。金融商品取引法は、金融機関間の横断的な規制を可能にしたものの、各業法は基本的に存続し、投資サービス法の実現は将来的課題とされた。なお、その後、銀行・証券会社間の業務隔壁が大幅に緩和された。金融グループの競争力向上を目指すための本改正について、利用者保護の視点からの検証が必要である。